

「ひろしま就活サポーター」募集要領

1 目的

本県は、意識・行動のステップアップモデル図【別紙1】に沿って生徒・学生の県内就職の意識向上に取り組んでおり、ひろしま就活サポーター（以下「サポーター」という。）は、大学生等に本県での仕事や暮らしの魅力を伝え、県内就職の促進を図るものである。

サポーターは所属企業のリクルーターとして活動するため、企業にとって新卒採用への好影響が期待でき、また、サポーター自身も広島で働く同世代の仲間との出会い・大学生等との交流により、自己成長を目指すものである。

2 役割

自らの経験を基に、次の視点で本県での仕事や暮らしの魅力を発信する。

- ・ 高校・大学生活での経験や反省点など、
- ・ 県内就職を選択した理由
- ・ 仕事のやりがいや自己成長
- ・ 県内での暮らしの魅力
- ・ 自社の仕事内容や魅力 など

3 活動内容

広島県の「G o !ひろしま」サイトにインタビュー記事を掲載するためのインタビューシートを提出する。

さらに、次の活動内容を、サポーター本人の希望の範囲内で行う。

なお、サポーター本人のキャリアアップに繋がるセミナー等を別途案内（参加任意）する。

（1）広島県が主催するイベントの登壇者等として参加

- ・ 県内大学で実施する業界研究講座等への参加（対面又はオンライン）
- ・ 県外大学と連携して実施するイベント等への参加（オンライン）
- ・ 就活スキルアッププログラム等のイベントへの参加（オンライン）

（2）広島県の「G o !ひろしま」SNS等での情報発信

- ・ 県委託業者による取材対応（チラシや広報誌等への掲載を含む）
- ・ 写真等の提供（チラシや広報誌等への掲載を含む）
- ・ 報道関係者等による取材の対応（各種メディアへの掲載を含む）

（3）相談対応

- ・ イベント等実施後の学生アンケートに対する回答作成
- ・ LINE登録学生の相談コメントに対する回答作成
- ・ 学生の企業訪問（卒業生訪問等）の受け入れ

4 応募方法

期待する人物像と活動【別紙2】に当てはまる者を公募により募集するものとし、

次の方法により、県内企業がサポーターの同意を得た上で県に推薦する。

(1) 募集期間

令和7年1月6日から隨時

(2) 募集人数

年間100人程度

(3) 任期

任命日から30歳になる年度の3月31日まで

(4) 提出書類

- ・ひろしま就活サポーター推薦書（様式第1号）
- ・ひろしま就活サポーター応募票（様式第2号）

(5) 提出先

広島県商工労働局雇用労働政策課

電話（082）513-3425（ダイヤルイン）

電子メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

(6) 提出方法

募集期間内に上記（3）電子メール宛てに必要書類を送信すること

5 任命

応募書類を審査して県が任命し、任命書（様式第3号）を交付する。

任命書の交付を受けたサポーターは、速やかに誓約書（様式第4号）を提出する。

また、イベント参加時は名札（様式第5号）の貸与を受け、着用する。

6 その他特記事項

- （1）任期中、やむを得ない事情等によりサポーターを辞退する場合は、4（5）記載の連絡先にその旨を伝え、直ちに辞退届（様式第6号）を提出する。
- （2）大学生等に対する不適切な対応などがあった場合や欠格事由に該当することが判明した場合は、県の判断で任命を取り消す場合がある。
- （3）県からサポーターへの謝金・旅費等の金員は支給しないものとし、企業等の業務として参加する。なお、個別企業のリクルート活動は、対象大学生等の自由な意思を阻害しない範囲内で行うこととする。
- （4）別途、県のアンケート調査等で協力を依頼する場合がある。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

附則

この要領は、令和6年12月26日から施行する。